

宮城県公報

発行
宮 城 県
(総務部私学文書課)
宮城県仙台市青葉区
本町三丁目8番1号
電話 022(211)2267
(毎週火、金曜日発行)

目次

告 示

○有害図書類の指定

(共同参画社会推進課)

一

○農用地利用配分計画の認可の申請

(農業振興課)

一

○保安林の指定の解除

(森林整備課)

一

公 告

○政府調達に関する協定の適用を受ける調達に係る入札の公告

(森林整備課)

二

○政府調達に関する協定の適用を受ける調達に係る落札者の決定

(契約課)

四

監査委員

○定期監査結果に対する措置の公表(二件)

四

告 示

○宮城県告示第千三十一号

青少年健全育成条例(昭和三十五年宮城県条例第十三号)第十八条第一項の規定により、次のものを青少年に有害な図書類として指定する。

平成二十七年十一月二十四日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 指定図書類

番号	種類	図書類の名称	発行所
一	雑誌	エキサイティングマックス 12月号 02091112	(株)ぶんか社
二	雑誌	BOYSビース禁断 11月号	サン・メディアアレップ

頁	種別	題名	発行所
三	雑誌	ミニベリー vol. 23 18426111	(株)秋水社
四	雑誌	裏モノJAPAN 12月号 01805112	(株)鉄人社
五	雑誌	おとなのネットツア ISBN9781419075921221	スタンダーズ(株)
六	雑誌	おとなのスマートフォン ISBN9781418018102741	(株)晋遊舎
七	雑誌	iP! 12月号 01481112	(株)晋遊舎
八	雑誌	実話ナックルズ 12月号 04877112	ミリオン出版(株)

二 指定理由

図書類の内容が一から三の図書類にあつては著しく性的感情を刺激し、四から八の図書類にあつては著しく犯罪を誘発するため、青少年の健全な育成を阻害すると認められる。

○宮城県告示第千三十二号

農地中間管理機構公益社団法人みやぎ農業振興公社から農用地利用配分計画の認可の申請があつたので、農地中間管理事業の推進に関する法律(平成二十五年法律第百一号)第十八条第三項の規定により、当該農用地利用配分計画を平成二十七年十一月二十四日から平成二十七年十二月八日まで、次のとおり公衆の縦覧に供する。

平成二十七年十一月二十四日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 農用地利用配分計画の概要

別冊のとおり

二 申請年月日

平成二十七年十一月五日

三 縦覧場所

宮城県庁(農林水産部農業振興課)

○宮城県告示第千三十三号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十六条の二第二項の規定により、次のように保安

林の指定を解除する。

平成二十七年十一月二十四日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

- 一 解除に係る保安林の所在場所
宮城県松島町手樽字餅田一四の四
- 二 保安林として指定された目的
名所又は旧跡の風致の保存
- 三 解除の理由
道路用地とするため

公 告

○政府調達に関する協定の適用を受ける調達を、次のとおり一般競争入札に付す。

平成二十七年十一月二十四日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

- 一 入札に付する事項
 - 1 調達案件及び数量 洲崎防災林造成業務委託（その2） 一式
 - 2 調達案件の仕様等 入札説明書及び仕様書による。
 - 3 委託期間 契約締結の日から平成二十八年三月二十四日まで
 - 4 履行場所 宮城県東松島市野蒜字洲崎地内
- 二 入札に参加する者に必要な資格に関する事項等
 - 1 地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第六十七條の四の規定に該当しない者であること。
 - 2 宮城県の物品調達等に係る競争入札参加業者登録簿に登録されている者であること。
 - 3 2以外の者で開札時まで宮城県の物品調達等に係る競争入札参加資格を取得した者であること。
 - 4 平成十二年三月三十一日以前に民事再生法（平成十一年法律第二百二十五号）附則第二条による廃止前の和議法（大正十一年法律第七十二号）第十二條第一項の規定による和議開始の申立てをしていない者であること。
 - 5 平成十二年四月一日以後に民事再生法第二十一條第一項又は第二項の規定による再生手続開始の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者であること。ただし、同法第三十三條第一項の再生手続開始の決定を受けた者についてその者に係る同法第七十四條第一項の再生計画

認可の決定が確定した場合にあっては、その者を再生手続開始の申立てをしなかった者又は申立てをなされなかった者とみなす。

6 会社更生法（平成十四年法律第五十四号）第十七條第一項又は第二項の規定による更生手続開始の申立てをしていない者又は申立てをされていない者（同法附則第二条の規定によりなお従前の例によることとされる更生事件に係るものを含む。）であること。ただし、同法に基づく更生手続開始の決定を受けた者についてその者に係る更生計画認可の決定があった場合にあっては、その者を更生手続開始の申立てをしなかった者又は申立てをなされなかった者とみなす。

7 公告の日から開札の日までの間、宮城県から物品調達等に係る競争入札の参加資格制限の措置を受けていない者であること。

8 宮城県入札契約暴力団等排除要綱（平成二十年十一月一日施行）別表各号に規定する次のいずれにも該当しない者であること。

なお、入札に参加しようとする者の使用人が入札に参加しようとする者の業務として行った行為は、入札に参加しようとする者の行為とみなす。

(一) 入札に参加しようとする者の役員等（法人の場合は非常勤を含む役員及び支配人並びに支店又は営業所の代表者、その他の団体の場合は法人の役員等と同様の責任を有する代表者及び理事等、個人の場合はその者並びに支配人及び営業所の代表者をいう。以下同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号。以下「暴対法」という。）第二条第六号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）である場合又は暴力団員が経営に事実上参加していると認められるとき。

(二) 入札に参加しようとする者又はその役員等が、自社、自己若しくは第三者の不正な利益を図り、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴対法第二条第二号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）、暴力団員又は暴力団、暴力団員に協力し、若しくは関与する等これと関わりを持つ者として、警察から通報があった者若しくは警察が確認した者（以下「暴力団関係者」という。）の威力を利用するなどしていると認められるとき。

(三) 入札に参加しようとする者又はその役員等が、暴力団、暴力団員若しくは暴力団関係者（以下「暴力団等」という。）又は暴力団等が経営若しくは運営に関与していると認められる法人等に対して、資金等を提供し、又は便宜を供与するなど積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与していると認められるとき。

(四) 入札に参加しようとする者又はその役員等が、暴力団等と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

(五) 入札に参加しようとする者又はその役員等が、暴力団等であることを知りながら、これと取

三 入札参加資格申請場所及び提出期限
 引したり、又は不当に利用していると認められるとき。

宮城県の物品調達に係る競争入札参加資格のない者で入札への参加を希望する者は、当県所定の物品調達等に係る競争入札参加業者登録申請書に必要事項を記入の上、宮城県出納局契約課物品班（〒980-1185）宮城県仙台市青葉区本町三丁目八番一号 電話〇二二-二二-一三三三）へ平成二十七年十二月十七日（木）午後五時までに提出すること。

四 入札書の提出場所等

1 電子調達システムの利用

(一) 本調達案件は、電子入札（電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）の送受信により執行する競争入札又は随意契約における相手方決定の手続きの総称をいう。以下同じ。）及び紙入札（書面により執行する競争入札又は随意契約における相手方決定の手続きの総称をいう。以下同じ。）を併用して入札を行うものとする。

(二) 本調達に参加する者のうち、紙入札を希望する者は、入札説明書に定めるところによりあらかじめ紙入札参加承認願いを提出しなければならない。

2 書面による入札書の提出場所、契約条項及び契約条件を示す場所、入札説明書の交付場所並びに問い合わせ先
 〒980-1185 宮城県仙台市青葉区本町三丁目八番一号
 宮城県農林水産部森林整備課治山班（担当 千葉 朋彦 電話〇二二-二二-二九二三）

3 入札説明書の交付期限

平成二十七年十二月十八日（金）午後五時まで

4 一般競争入札参加資格審査

入札への参加を希望する者は、入札説明書に定めるところにより必要書類を作成の上提出し、参加資格の審査を受けなければならない。

5 入札書の提出期限及び場所

(一) 日時 平成二十八年一月七日（木）午後五時まで

(二) 場所 2に同じ。

(三) 郵送により入札書を提出する場合は、(一)の日時までに配達証明付書留郵便にて到達すること。ただし、入札書を持参する場合は、6の開札の日時まで開札場所へ提出するものとする。

6 開札の日時及び場所

(一) 日時 平成二十八年一月八日（金）午前十時

(二) 場所 宮城県仙台市青葉区本町三丁目八番一号 宮城県庁行政庁舎十二階農林水産部森林整備課

五 入札に参加することができない者

1 二に定める資格を有しない者

2 当該調達案件に係る入札説明書の原本の交付を受けない者

六 その他

1 契約手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限る。

2 入札保証金及び契約保証金 財務規則（昭和三十九年宮城県規則第七号）第九十七条、第九十八条、第九十三条及び第九十四条並びに入札保証金の免除の特例に関する規則（平成二十四年宮城県規則第四十五号）第二条の規定による。

3 入札の無効 本公告に示した入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札及び入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札は、無効とする。

4 入札金額の記載方法 契約金額は、入札書に記載された金額に当該金額の百分の八に相当する額を加えた金額（当該金額に一円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の百分の八に相当する金額を入札書に記載すること。

5 落札者の決定方法 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。

6 最低価格の入札者以外の者を落札者とするものの有無 無

7 契約書作成の要否 要

8 申請書等の作成に関する経費 申請書等を提出する入札参加希望者の負担とする。

9 詳細は入札説明書による。

七 概要

Summary

1 Nature of Service(s) to be Provided : Entrustment of Suzuki disaster prevention forest construction (stage 2)

2 Period of Contract : From contract settlement to March 24, 2016

3 Bid Submission Deadline : January 7, 2016, 5:00 pm.

4 Place and Time of Bid Selection : January 8, 2016, 10:00 am. Forest Development Division, Agriculture, Forestry and Fisheries Department, 12th floor of Miyagi Prefectural Government Building

5 Contact Information : Tomohiko Chiba, Forestry Conservation Section, Forest Development Division, Agriculture, Forestry and Fisheries Department, Miyagi Prefectural Government, 3-8-1 Honcho, Aoba-ku, Sendai, Miyagi 980-8570 Japan Tel.: 022-211-2923

6 Language and Currency Used for Contract : Japanese and Japanese yen only

○政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、次のとおり落札者を決定した。
平成二十七年十一月二十四日

- 宮城原知事 村 井 嘉 浩
- 一 落札に係る物品又は役務の名称及び数量 簡易型放射線量測定器及びデータ収集・伝送装置一式
- 二 契約に関する事務を担当する課室等の名称及び所在地 出納局契約課 仙台市青葉区本町三丁目八番一号
- 三 落札者を決定した日 平成二十七年十一月六日
- 四 落札者の氏名又は名称及び住所又は所在地 富士電機株式会社 神奈川県川崎市川崎区田辺新田一番一号
- 五 落札金額 二千五百六十五万円
- 六 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札
- 七 入札の公告を行った日 平成二十七年九月二十五日

監 査 委 員

○宮城県監査委員告示第12号
地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第9項の規定により報告した定期監査結果について、宮城県知事から同条第12項の規定により下記の措置を講じた旨の通知があったので、同項の規定により公表する。
平成27年11月24日

宮城県監査委員職務執行者	安 部 孝 孝
宮城県監査委員職務執行者	ゆ さ み ゆ き
宮 城 県 監 査 委 員	工 藤 鏡 子
宮 城 県 監 査 委 員	成 田 由 加 里

1 監査委員の報告日

平成27年8月28日
2 通知のあった日
平成27年10月28日
3 監査委員の報告内容及び措置の内容

(1) 東部児童相談所
イ 監査委員の報告の内容
過誤払返納金（里親委託費）及び児童保護費（児童養護施設入所負担金）において、収入未済があったので、収納促進と適切な債権管理を図りたい。

(内容)

○過誤払返納金（里親委託費）

・H26年度収入未済額	現年度分 1,300,994円
	過年度分 0円
合 計	1,300,994円

○児童保護費（児童養護施設入所負担金）

・H26年度収入未済額	現年度分 793,490円
	過年度分 5,105,240円
合 計	5,898,730円

・H25年度収入未済額

現年度分	822,050円
過年度分	5,406,330円
合 計	6,228,380円

ロ 措置の内容

(イ) 過誤払返納金

里親委託費については、児童への影響等に配慮し督促を見合わせていたが、10月中旬に督促方法を改めて検討の上、債務者に面会等を行い未納の解消に努める。

なお、これまでの主な取組等は次のとおり。

- ～7月 債務者が接触した者や市役所から情報収集。
- ～9月 督促状の発行が可能である旨関係課に確認。
- ・平成26年度収入未済額の処理状況

○過誤払返納金（里親委託費）

・H26年度収入未済額	1,300,994円
収入済額	0円
不納欠損額	0円
平成27年8月末現在収入未済額	1,300,994円

(ロ) 児童保護費

児童養護施設入所負担金については、家庭訪問や電話等により適宜接触を継続している。また、現在作成している収入未済管理簿により10月中に所内で対策を検討の上、11月は集中的に督促を強化することとしており、一層の未納の解消に努めている。

なお、定期的な納入があるもの、負担金発生が26年度のもの、納入失念によるものについては、8月末までに一部納入に至っている。

・平成26年度収入未済額の処理状況

○児童保護費（児童養護施設入所負担金）

・H26年度収入未済額	5,898,730円
収入済額	53,800円
不納欠損額	0円
平成27年8月末現在収入未済額	5,844,930円

(2) 第二工業高等学校

イ 監査委員の報告の内容

報酬において、支払遅延が認められたので、今後再発しないように対策を講じられたい。

(内容)

非常勤職員の報酬について、支給定日を過ぎて支給していたもの。

・件数 1件

・金額 144,000円

ロ 措置の内容

会計事務チェック表を事務室内黒板に貼り出し、支出の都度日付を記入する方法に変更して、以前にも増してより目に見えるように改善した。

○宮城県監査委員告示第13号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第9項の規定により報告した定期監査結果について、宮城県知事から同条第12項の規定により下記の措置を講じた旨の通知があったので、同項の規定により公表する。

平成27年11月24日

宮城県監査委員職務執行者 安部 孝
 宮城県監査委員職務執行者 ゆきみ ゆき
 宮城県監査委員 工藤 鏡子
 宮城県監査委員 成田 由加里
 記

1 監査委員の報告日

平成27年8月28日

2 通知のあった日

平成27年10月28日

3 監査委員の報告内容及び措置の内容

(1) 税務課・地方税徴収対策室

イ 監査委員の報告の内容

県税において、収入未済を解消する努力は見られるが、なお収入未済があったので、収納促進と適切な債権管理を図られたい。

(内容)

・H26年度収入未済額	
現年度分	1,705,086,450円
過年度分	3,604,984,294円
合 計	5,310,070,744円
・H25年度収入未済額	
現年度分	1,778,539,538円
過年度分	4,575,909,438円
合 計	6,354,448,976円

ロ 措置の内容

平成25年3月策定の「県税滞納額縮減対策3か年計画」に基づき、引き続き収入未済額の縮減を図っていく。

この計画に基づき、県税事務所で縮減対策目標と事業計画を定め、その進捗状況を定期的に報告させることにより、適切な債権管理に向けた指導・助言を行っていく。

3か年計画の重点税目である個人県民税は着実に縮減が進んでいるが、更に縮減を図るため、地方税徴収対策室による滞納整理を強化するほか、県税事務所に設置した市町村滞納整理

業務改善支援チームを中心に、市町村の収入率向上と収入未済額の縮減を図るため、積極的な支援や市町村と連携した縮減対策を実施していく。

具体には、県による直接徴収、宮城一斉滞納整理強化月間の設定、特別徴収の推進、県市町村合同公売会の開催及び県税職員の市町村職員併任制度導入による滞納整理などを引き続き行っていく。

個人県民税以外の収入未済額も着実に縮減が進んでおり、引き続き差押徴収を強化し、捜索やタイヤロックなどの滞納処分を実施していく。

(2) 循環型社会推進課・竹の内産廃処分対策室

イ 監査委員の報告の内容

特別納付金（産業廃棄物最終処分場の行政代執行に係る費用）において、収入未済があったので、収納促進と適切な債権管理を図らきたい。

(内容)

・H26年度収入未済額

現年度分 31,646,763円

過年度分 513,622,996円

合 計 545,269,759円

・H25年度収入未済額

現年度分 23,411,985円

過年度分 490,941,011円

合 計 514,352,996円

ロ 措置の内容

(イ) 債務者（不真正連帯債務者8者）のうち県内在住者については、定期的に自宅等を訪問して納付折衝を行い、自主的納付を促しており、今年度は4月から9月までに、一部納付金として380,000円を回収した。

(ロ) 引き続き、粘り強く債務者に納付を促す交渉を行っていくほか、定期的に所得調査及び財産調査などを実施し、新たな財産の発見に努め、必要に応じて差押えを行うなど、できる限り債権回収に努めていく。

平成26年度収入未済額 545,269,759円 (A)

収入済額 380,000円 (B)

不納欠損額 0円 (C)

平成27年度調定額 64,654,681円 (D)

平成27年9月末収入未済額 609,544,440円 (A - B - C + D)

(3) 子育て支援課

イ 監査委員の報告の内容

母子寡婦福祉資金貸付金償還金、児童保護費、過誤払返納金及び児童扶養手当給付費返還金において、収入未済があったので、収納促進と適切な債権管理を図らきたい。

(内容)

○母子寡婦福祉資金貸付金償還金

・H26年度収入未済額

現年度分 14,527,371円

過年度分 84,768,164円

合 計 99,295,535円

・H25年度収入未済額

現年度分 15,849,127円

過年度分 82,063,828円

合 計 97,912,955円

○児童保護費

・H26年度収入未済額

現年度分 1,924,940円

過年度分 12,198,550円

合 計 14,123,490円

・H25年度収入未済額

現年度分 2,781,780円

過年度分 13,477,154円

合 計 16,258,934円

○過誤払返納金（里親委託費及び未熟児童育医療費自己負担金）

・H26年度収入未済額

現年度分 1,300,994円

過年度分 2,240円

合 計 1,303,234円

・H25年度収入未済額

現年度分 0円

報 告 書 公 報 報 告

<p>過年度分 2,240円</p> <p>合 計 2,240円</p> <p>○児童扶養手当給付費返還金</p> <p>・H26年度収入未済額</p> <p>現年度分 311,910円</p> <p>過年度分 15,980,640円</p> <p>合 計 16,292,550円</p> <p>・H25年度収入未済額</p> <p>現年度分 880,160円</p> <p>過年度分 21,142,380円</p> <p>合 計 22,022,540円</p> <p>ロ 措置の内容</p> <p>(イ) 母子寡婦福祉資金貸付金</p> <p>平成26年度収入未済額のうち、平成27年度に約782万円納入され、平成27年8月末の収入未済額（過年度分）は91,471,773円となっている。</p> <p>〔対応策〕</p> <p>母子寡婦福祉資金貸付金の収入未済額については、本庁と事務所が一体となり保健福祉部全体で取り組むため、「意識改革プログラム」及び「縮減方針」を策定し、対応を進めている。</p> <p>具体的には、保健福祉部に部長をトップとする「母子父子寡婦福祉資金貸付金対策会議」を設置したほか、事務取扱要領を改訂、債権管理マニュアルを策定し、県内で統一した基準を明確にした。また、債権の適正な管理を促進するため、債権を分類化し、それぞれの分類に応じた取組を強化し、未納の解消を図る。</p> <p>・平成26年度収入未済額の処理状況</p> <table border="1"> <tr> <td>平成26年度収入未済額</td> <td>99,295,535円</td> </tr> <tr> <td>収入済額</td> <td>7,823,762円</td> </tr> <tr> <td>不納欠損額</td> <td>0円</td> </tr> </table> <p>平成27年8月末現在収入未済額 91,471,773円</p> <p>(ロ) 児童保護費</p> <p>○現年度分、過年度分共に前年度から減少しているため、取組に一定の成果が認められる。前年度に引き継ぎ、児童相談所に対し、次のことを助言した。</p>	平成26年度収入未済額	99,295,535円	収入済額	7,823,762円	不納欠損額	0円	<p>・滞納の未然防止対策として、新規に児童を措置するに当たっては、その保護者に負担金納入について十分な説明を行い、理解を得るように努めること。</p> <p>・滞納が発生した場合には、迅速に納付交渉を行い、滞納者から納付できない理由を確認するとともに、必要な場合には分割納入を指導し、又は徴収の猶予を検討すること。また、定期的な納付指導を継続すること。</p> <p>・滞納者の子である児童の保護に支障がないことが確認できる等の場合にあつては、滞納処分も視野に入れ、財産調査を実施すること。</p> <p>○時効が成立した債権については、引き続き不納欠損として処理していく。</p> <p>・平成26年度収入未済額の処理状況</p> <table border="1"> <tr> <td>平成26年度収入未済額</td> <td>14,123,490円</td> </tr> <tr> <td>収入済額</td> <td>134,900円</td> </tr> <tr> <td>不納欠損額</td> <td>0円</td> </tr> </table> <p>平成27年8月末現在収入未済額 13,988,590円</p> <p>(イ) 過誤払返納金（里親委託費及び未熟児童養育医療費自己負担金）</p> <p>督促の要否を確認し、返納対象者の財産状況の把握に努めながら分割納入等を指導するよう助言した。</p> <p>・平成26年度収入未済額の処理状況</p> <table border="1"> <tr> <td>平成26年度収入未済額</td> <td>1,303,234円</td> </tr> <tr> <td>収入済額</td> <td>0円</td> </tr> <tr> <td>不納欠損額</td> <td>0円</td> </tr> </table> <p>平成27年8月末現在収入未済額 1,303,234円</p> <p>(ニ) 児童扶養手当給付費返還金</p> <p>民間企業のボーナス期に合わせて、特別滞納整理期間（7月及び12月）を設け、集中的に督促を行っており、27年度においても、7月に集中督促を行った。</p> <p>・平成26年度収入未済額の処理状況</p> <table border="1"> <tr> <td>平成26年度収入未済額</td> <td>16,292,550円</td> </tr> <tr> <td>収入済額</td> <td>530,860円</td> </tr> <tr> <td>不納欠損額</td> <td>0円</td> </tr> </table> <p>平成27年8月末現在収入未済額 15,761,690円</p> <p>(4) 経済商工観光総務課・企業復興支援室 イ 監査委員の報告の内容</p>	平成26年度収入未済額	14,123,490円	収入済額	134,900円	不納欠損額	0円	平成26年度収入未済額	1,303,234円	収入済額	0円	不納欠損額	0円	平成26年度収入未済額	16,292,550円	収入済額	530,860円	不納欠損額	0円
平成26年度収入未済額	99,295,535円																								
収入済額	7,823,762円																								
不納欠損額	0円																								
平成26年度収入未済額	14,123,490円																								
収入済額	134,900円																								
不納欠損額	0円																								
平成26年度収入未済額	1,303,234円																								
収入済額	0円																								
不納欠損額	0円																								
平成26年度収入未済額	16,292,550円																								
収入済額	530,860円																								
不納欠損額	0円																								

返還金（平成23・24年度中小企業等グループ施設等復旧整備補助金に係る返還金）において、収入未済があったので、収納促進と適切な債権管理を図りたい。

(内容)

・H26年度収入未済額

現年度分 0円

過年度分 624,132,558円

合 計 624,132,558円

・H25年度収入未済額

現年度分 628,210,533円

過年度分 0円

合 計 628,210,533円

ロ 措置の内容

破産案件である1法人の収入未済額については、平成27年1月に最終配当があった。残余の収入未済額について不納欠損処分を行ったことから、破産事案に関する収入未済額は0円となった。

残りは、不正受給案件である1法人の収入未済額であるが、債権回収へ向け、保有資産調査を行ったほか、納付催告・指導を継続的に実施した。今後も、事業者の経営状況の把握とともに、保有資産の状況について継続的に調査し、早期の回収に努めていく。

・平成26年度収入未済額の処理状況

平成26年度収入未済額 624,132,558円

収入済額 0円

不納欠損額 0円

平成27年9月末現在収入未済額 624,132,558円

(5) 農林水産経営支援課

イ 監査委員の報告の内容

林業・木材産業改善資金貸付金償還金において、収入未済があったので、収納促進と適切な債権管理を図りたい。

(内容)

・H26年度収入未済額

現年度分 4,852,000円

過年度分 25,336,000円

合 計 30,188,000円

・H25年度収入未済額

現年度分 4,280,000円

過年度分 22,324,000円

合 計 26,604,000円

ロ 措置の内容

林業・木材産業改善資金の貸付に伴う償還金については、収入未済額の縮減に向け、債務者への電話連絡や訪問面談により生活状況等の把握に努めながら折衝を継続している。

平成26年度において収入未済額増加の原因となった2者のうち1者については、今後の償還計画表が7月に提出された。

平成27年度内に償還を完了する計画表が7月に提出されており、地方振興事務所との連携を密にしながら、計画の進捗状況を注視していくほか、経営状況等の把握も継続して実施していく。

もう1者についても、電話連絡により定期的に生活状況等の確認を行っており、今後、10月までの間に直接債務者を訪問する予定としている。

収入未済案件の債務者に対しては、今後も引き続き、電話や訪問等により生活状況等を確認し、可能な限り償還を促すなど収納促進と適切な債権管理に努めていくこととする。

また、償還が著しく困難と思われる案件については、債権放棄も視野に入れながら対応を検討していく。

・平成26年度収入未済額の処理状況

平成26年度収入未済額 30,188,000円

収入済額 30,000円

不納欠損額 0円

平成27年9月末現在収入未済額 30,158,000円

(6) 畜産課

イ 監査委員の報告の内容

補助金等精算返還金（平成15年度死亡牛適正処理施設整備事業補助金に係る返還金）において、収入未済があったので、収納促進と適切な債権管理を図りたい。

(内容)

・H26年度収入未済額

現年度分 29,709,868円

報 告 書 公 報 城 東 町

<p>過年度分 0円</p> <p>合 計 29,709,868円</p> <p>ロ 措置の内容</p> <p>破産案件である1組合の収入未済については、平成26年11月に裁判所への債権届出以降、債権者集会に出席するなど、情報収集を行ってきたところである。債権額が約2億7千万円に上り、県債権への配当は極めて厳しい状況であるが、引き続き状況把握などに努めていく。</p> <p>・平成26年度収入未済額の処理状況</p> <p>平成26年度収入未済額 29,709,868円</p> <p>収入済額 0円</p> <p>不納欠損額 0円</p> <p>平成27年9月末現在収入未済額 29,709,868円</p> <p>(7) 河川課</p> <p>イ 監査委員の報告の内容</p> <p>工事請負契約において、不適切な取扱いが認められたので、今後再発しないよう対策を講じられたい。</p> <p>(内容)</p> <p>変更契約の締結について、議会の議決を得るべきところ、得ていなかったもの。</p> <p>・長沼ダム承水路渠工事</p> <p>ロ 措置の内容</p> <p>本件については、平成27年6月定例会議において、改めて議決を得た。</p> <p>土木部としては、6月より議会の議決を要する契約事務の対応に万全を期すため、決裁者が決裁過程で内容を確認できるよう、新たな書式を作成する等確認体制を強化した。</p> <p>また、河川課としても、7月より運用を開始した内部統制行動計画（会計事務編）の実施計画について、課独自の評価項目として、議会の議決を要する契約事務を設定し、遺漏のない事務処理に取り組むこととした。</p> <p>(8) 住宅課</p> <p>イ 監査委員の報告の内容</p> <p>県営住宅使用料及び県営住宅駐車場使用料において、収入未済があったので、収納促進と適切な債権管理を図られたい。</p> <p>(内容)</p> <p>○県営住宅使用料</p>	<p>・H26年度収入未済額</p> <p>現年度分 21,001,353円</p> <p>過年度分 96,752,563円</p> <p>合 計 117,753,916円</p> <p>・H25年度収入未済額</p> <p>現年度分 23,978,222円</p> <p>過年度分 166,772,338円</p> <p>合 計 190,750,560円</p> <p>○県営住宅駐車場使用料</p> <p>・H26年度収入未済額</p> <p>現年度分 2,251,200円</p> <p>過年度分 5,329,600円</p> <p>合 計 7,580,800円</p> <p>・H25年度収入未済額</p> <p>現年度分 2,384,700円</p> <p>過年度分 7,807,200円</p> <p>合 計 10,191,900円</p> <p>ロ 措置の内容</p> <p>(イ) 平成23年度から27年度までを「滞納縮減重点取組推進期間」として重点的に取り組んでおり、「県営住宅滞納家賃等縮減推進の取組方針」のアクションプランに基づき、次のとおり滞納家賃等の縮減に向けた取組を実施している。</p> <p>(ロ) 平成23年9月に滞納家賃縮減対策の検討機関として、有識者を中心に組織する「県営住宅滞納家賃等縮減推進委員会」を設置し、課題分析と対応策の検討を行い、同年12月、委員会から「提言」を受け、「県営住宅滞納家賃等縮減推進の取組方針」を策定した。</p> <p>(ハ) この取組方針のアクションプランに基づき、下記のとおり滞納家賃等の縮減に向けた取組を行っている。</p> <p>・生活保護受給者の代理納付制度利用の徹底（平成26年度から該当者のいる全機関が実施）</p> <p>・コンビニ納付の実施</p> <p>・長期居住者等の連帯保証人の再確認の実施</p> <p>・短期滞納者に対する呼出面談の実施</p> <p>・滞納者及び連帯保証人に対する督促 催告、臨戸訪問（休日・夜間含む）の強化</p>
---	--

報 告 書 公 報 城 田

<p>・新たな法的措置として、支払督促を実施（5件）</p> <p>・明渡訴訟での対象者の選定基準の見直し 3月以上の滞納者へと拡大</p> <p>・債務者の死亡、自己破産、行方不明など回収が極めて困難になっている債権について議会の議決を得て債権放棄を実施 99人 56,849,573円</p> <p>・平成26年度に引き続き、回収困難な債権の債権放棄の実施</p> <p>・不納欠損処分の適正な実施</p> <p>・平成26年度収入未済額の処理状況</p> <p>○県営住宅使用料</p> <table border="1"> <tr> <td>平成26年度収入未済額</td> <td>117,753,916円</td> </tr> <tr> <td>収入済額</td> <td>24,566,841円</td> </tr> <tr> <td>不納欠損額</td> <td>0円</td> </tr> </table> <p>平成27年9月末現在収入未済額 93,187,075円</p> <p>○県営住宅駐車場使用料</p> <table border="1"> <tr> <td>平成26年度収入未済額</td> <td>7,580,800円</td> </tr> <tr> <td>収入済額</td> <td>2,412,938円</td> </tr> <tr> <td>不納欠損額</td> <td>0円</td> </tr> </table> <p>平成27年9月末現在収入未済額 5,167,862円</p> <p>(9) 会計課</p> <p>イ 監査委員の報告の内容</p> <p>所得税において、源泉徴収漏れによる支払遅延のため、不納付加算税及び延滞税の発生が認められたので、今後再発しないように対策を講じるとともに、指導徹底を図りたい。</p> <p>(内容)</p> <table border="1"> <tr> <td>・源泉徴収漏れ額</td> <td>5,215,401円</td> </tr> <tr> <td>・不納付加算税</td> <td>154,500円</td> </tr> <tr> <td>・延滞税</td> <td>151,100円</td> </tr> </table> <p>ロ 措置の内容</p> <p>徴収漏れの主な要因としては、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・役員費や委託料等を源泉徴収不要と誤認した、 ・個人事業主を法人と誤認した、 	平成26年度収入未済額	117,753,916円	収入済額	24,566,841円	不納欠損額	0円	平成26年度収入未済額	7,580,800円	収入済額	2,412,938円	不納欠損額	0円	・源泉徴収漏れ額	5,215,401円	・不納付加算税	154,500円	・延滞税	151,100円	<p>・復興特別所得税の源泉徴収を知らなかった。 等であった。</p> <p>再発防止策としては、「会計事務の手引き」第8章（その他―第2節源泉徴収・特別徴収）に「復興特別所得税の源泉徴収」に関する項目を新たに設けたほか、第5章（節別の事務処理）の関係箇所にも注意を促す説明を新たに記載した。</p> <p>(10) 高校教育課</p> <p>イ 監査委員の報告の内容</p> <p>高等学校等育英奨学資金貸付金償還金及び定時制通信制課程修学資金貸付金償還金において、収入未済があったので、収納促進と適切な債権管理を図りたい。</p> <p>(内容)</p> <p>○高等学校等育英奨学資金貸付金償還金</p> <table border="1"> <tr> <td>・H26年度収入未済額</td> <td></td> </tr> <tr> <td>現年度分</td> <td>54,049,133円</td> </tr> <tr> <td>過年度分</td> <td>57,772,663円</td> </tr> <tr> <td>合 計</td> <td>111,821,796円</td> </tr> </table> <p>・H25年度収入未済額</p> <table border="1"> <tr> <td>現年度分</td> <td>43,865,050円</td> </tr> <tr> <td>過年度分</td> <td>31,222,641円</td> </tr> <tr> <td>合 計</td> <td>75,087,691円</td> </tr> </table> <p>○定時制通信制課程修学資金貸付金償還金</p> <table border="1"> <tr> <td>・H26年度収入未済額</td> <td></td> </tr> <tr> <td>現年度分</td> <td>0円</td> </tr> <tr> <td>過年度分</td> <td>983,000円</td> </tr> <tr> <td>合 計</td> <td>983,000円</td> </tr> </table> <p>・H25年度収入未済額</p> <table border="1"> <tr> <td>現年度分</td> <td>22,400円</td> </tr> <tr> <td>過年度分</td> <td>960,600円</td> </tr> <tr> <td>合 計</td> <td>983,000円</td> </tr> </table> <p>ロ 措置の内容</p> <p>(イ) 高等学校等育英奨学資金貸付金償還金 毎月の収入未済に対し、翌月中旬までに督促状を送付し、3か月に1回（年4回）、未納</p>	・H26年度収入未済額		現年度分	54,049,133円	過年度分	57,772,663円	合 計	111,821,796円	現年度分	43,865,050円	過年度分	31,222,641円	合 計	75,087,691円	・H26年度収入未済額		現年度分	0円	過年度分	983,000円	合 計	983,000円	現年度分	22,400円	過年度分	960,600円	合 計	983,000円
平成26年度収入未済額	117,753,916円																																														
収入済額	24,566,841円																																														
不納欠損額	0円																																														
平成26年度収入未済額	7,580,800円																																														
収入済額	2,412,938円																																														
不納欠損額	0円																																														
・源泉徴収漏れ額	5,215,401円																																														
・不納付加算税	154,500円																																														
・延滞税	151,100円																																														
・H26年度収入未済額																																															
現年度分	54,049,133円																																														
過年度分	57,772,663円																																														
合 計	111,821,796円																																														
現年度分	43,865,050円																																														
過年度分	31,222,641円																																														
合 計	75,087,691円																																														
・H26年度収入未済額																																															
現年度分	0円																																														
過年度分	983,000円																																														
合 計	983,000円																																														
現年度分	22,400円																																														
過年度分	960,600円																																														
合 計	983,000円																																														

報 告 書 公 報 城 野

総額を示した納入催告書を送付するなど督促してきました。

・平成26年度収入未済額の処理状況

平成26年度収入未済額 111,821,796円
収入済額 77,424,451円

不納欠損額 0円

平成27年9月末現在収入未済額 104,079,345円

(ロ) 定時制通信制課程修学資金貸付金償還金

これまで電話や文書送付等により生活状況の把握と督促を行うとともに、自宅訪問による事情聴取や、保証人を通じて督促してきました。

・平成26年度収入未済額の処理状況

平成26年度収入未済額 983,000円
収入済額 0円

不納欠損額 0円

平成27年9月末現在収入未済額 983,000円

(11) 警察本部

イ 監査委員の報告の内容

(イ) 損害賠償金、放置違反金及び放置違反金に係る延滞金において、収入未済があったので、収納促進と適切な債権管理を図りたい。

(内容)

○損害賠償金

・H26年度収入未済額

現年度分 3,658,134円
過年度分 14,415,850円
合 計 18,073,984円

・H25年度収入未済額

現年度分 3,884,265円
過年度分 10,870,050円
合 計 14,754,315円

○放置違反金

・H26年度収入未済額

現年度分 5,621,000円

過年度分 11,819,509円

合 計 17,440,509円

・H25年度収入未済額

現年度分 5,772,000円
過年度分 15,378,009円
合 計 21,150,009円

○放置違反金に係る延滞金

・H26年度収入未済額

現年度分 479,800円
過年度分 1,370,190円
合 計 1,849,990円

・H25年度収入未済額

現年度分 405,800円
過年度分 1,800,290円
合 計 2,206,090円

合 計 2,206,090円

(ロ) 需用費において、支払遅延による遅収加算額の発生が認められたので、今後再発しないように対策を講じられたい。

(内容)

電気料及び回線使用料を支出すべきところ、回線使用料を支出しなかったため、公共料金振替口座から回線使用料が先に引き落とされ、電気料が口座引落不能となった。その結果、早期収納割引が適用されず、3%の遅収加算額が発生した。

・件数 1件

・回線使用料金額 270,000円
・電気料金額 311,444円

・遅収加算額 9,046円

措置の内容

(イ) 損害賠償金

・電話による納付促進

債務者に対して定期的に電話による納付指導を実施し、納付を促進した。

・分割納付・一部現金による債権の回収

生活困窮等の理由で一括納付ができない債務者に対しては、分割納付及び一部現金納

付により債権を回収した。

・分割納付者に対する指導

分割納付者のうち、納付が滞りがちとなっている債務者に対しては、電話による納付指導を実施した。

・平成26年度収入未済額の処理状況

平成26年度収入未済額 18,073,984円

収入済額 100,000円

不納欠損額 0円

平成27年9月末現在収入未済額 17,973,984円

(ロ) 放置違反金及び放置違反金に係る延滞金

・所在不明者等の追跡調査の徹底

所在不明・連絡不能事案については、特に時刻切迫事案を中心として追跡調査を徹底し、時刻完成債権の縮減を図った。

・臨戸による自主納付の促進

督促後の滞納者で、以後の通知及び電話による催告を実施しても未納となっている者に対しては、臨戸を積極的に実施して自主納付の促進を図った。

・滞納処分の推進

再三の催告に応じない滞納者については、財産調査を徹底し、債権差押えの滞納処分を推進した。

・放置違反金

平成26年度収入未済額の処理状況

平成26年度収入未済額 17,440,509円

収入済額 4,261,709円

不納欠損額 0円

調定取消 15,000円

平成27年9月末現在収入未済額 13,163,800円

・放置違反金に係る延滞金

平成26年度収入未済額の処理状況

平成26年度収入未済額 18,499,900円

収入済額 4,302,000円

不納欠損額 0円

平成27年9月末現在収入未済額 14,119,790円

(ハ) 光熱水費等定期的に支出するものについては、処理状況一覧表により月毎に支払期日の管理を徹底し、「複数の目」で支払状況を確認するなどチェック体制を強化するとともに、請求書受理後の速やかな支出手続を徹底するなど再発防止に努めている。